

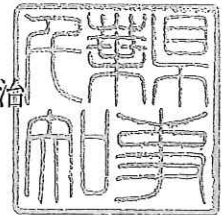
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1

氏名 株式会社 佐倉環境センター
代表取締役 小出 英昭

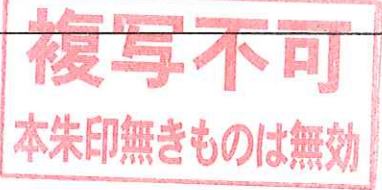
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成27年8月24日

許可の有効年月日 平成32年7月21日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ ゴムくず、シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ス ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、セ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ソ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年7月22日 更新許可

平成27年8月24日 更新・変更許可（2品目の追加）

平成29年9月20日 変更届（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取り扱いの明記）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

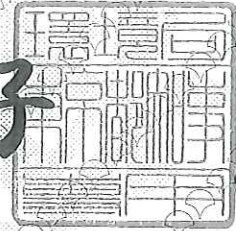
住所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1

氏名 株式会社佐倉環境センター
代表取締役 小出 英昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年 8月 1日

許可の有効年月日 平成32年 7月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（水銀含有ばいじん等を含む）

(以上9種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成27年 8月 1日 新規許可
平成27年 8月 1日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



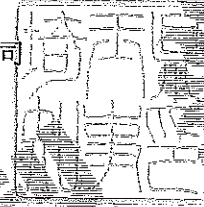
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1

氏名 株式会社 佐倉環境センタ
代表取締役 小出 英昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成27年 8月 3日

許可の有効年月日 平成32年 8月 2日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥 (#1)

廃油

廃プラスチック類 (#) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず (#1)

ガラスくず・コンクリートくず（かたき類を除く。）及び陶磁器くず (#) (#1)

がれき類 (#)

以上10種類

※ 産業廃棄物の種類に (#) 表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に (#1) 表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に (#2) 表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(更新)年月日	指令番号	変更内容
昭和62年 8月18日	指令中環第81-42号	新規許可
平成14年 9月 2日	指令中環第8-34号	変更許可
平成16年 7月26日	指令中環第8-14号	変更許可
平成17年 8月 3日	指令中環第10-90号	更新許可
平成29年 9月25日		変更届（水銀使用製品産業廃棄物の明示）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

許可番号 00801031232

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1

氏名 株式会社 佐倉環境センター

代表取締役 小出 英昭

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 平成27年10月27日

許可の有効年月日 平成32年10月3日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く: 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除き, 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。), 紙くず, 木くず (建設木くずに限る。), 繊維くず, ゴムくず, 金属くず (自動車等破砕物を除き, 水銀使用製品産業廃棄物を含む。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除き, 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。), がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成2年10月4日	新規許可	平成13年10月30日	変更届(住所の変更)
平成7年10月4日	更新許可	平成17年10月4日	更新許可
平成8年9月18日	再発行	平成22年10月4日	更新許可
平成11年3月12日	変更許可	平成27年10月27日	更新許可
平成12年10月4日	更新許可		以下 余白

5. 積替え許可の有無 有・無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

千葉県環境部 環境政策課